

予算決算委員会厚生分科会記録

1 日 時 令和3年12月14日（火曜日）
開 会 午前10時 4分
休 憩 午前10時57分
再 開 午前11時31分
休 憩 午前11時57分
再 開 午後 1時27分
閉 会 午後 1時38分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人
分科会長 成 田 光 雄
分科会副会長 松 井 桂 将
委 員 金 岡 貴 裕
// 藤 田 克 樹
// 吉 田 修
// 久 保 大 憲
// 江 西 照 康
// 東 篤
// 橋 本 雅 雄
// 柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【福祉保健部】

部長	田中	伸浩
理事（部次長）	高畠	利明
部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉・データヘルス改革推進担当）	加藤	浩子
保健所長	瀧波	賢治
参事（保健所次長）	堀田	英樹
参事（保健所次長（技術担当））	宮崎	英明
福祉政策課長	光岡	伸一
生活支援課長	東	覚
指導監査課長	耕作	優
障害福祉課長	西田	清和
長寿福祉課長	土地	満
介護保険課長	片山	正和
保険年金課長	長森	貴弘
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	原	雅博
大山行政サービスセンター地域福祉課長	滝川	智士
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	高杉	稔
婦中行政サービスセンター地域福祉課長	廣瀬	康之
保健所地域健康課長	卜蔵	雄治
保健所保健予防課長	丸本	昌
保健所生活衛生課長	鈴木	富勝
まちなか総合ケアセンター所長	山田	弘美
看護専門学校事務長	中田	祐一
福祉政策課長代理（調整担当）	岩滝	真由美

【こども家庭部】

部長	大沢	一貴
部次長	古川	安代
こども支援課長	沢井	誠
こども保育課長	竹内	孝
こども福祉課長	本郷	由佳
こども健康課長	酒井	敦子
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	原	雅博
大山行政サービスセンター地域福祉課長	滝川	智士

八尾行政サービスセンター地域福祉課長	高杉 稔
婦中行政サービスセンター地域福祉課長	廣瀬 康之
まちなか総合ケアセンター所長	山田 弘美
子育て支援センター所長	石山 美樹子
こども支援課主幹（放課後児童健全育成事業・調整担当）	温井 信之

【市民生活部】

部長	岡地 聡
部次長	越野 伸二
部次長（生活安全交通・防災危機管理担当）	渡辺 正信
大沢野行政サービスセンター所長	池口 昌博
大山行政サービスセンター所長	荒井 敦志
八尾行政サービスセンター所長	桐溪 修一
婦中行政サービスセンター所長	毛呂 知昭
参事（市民課長）	川越 直樹
参事（消費生活センター所長）	横山 浩二
参事（細入中核型地区センター所長）	圓山 尚英
市民生活相談課長	森川 知俊
生活安全交通課長	小善 誠
男女参画・市民協働課長	高田 まどか
スポーツ健康課長	秋 俊浩
山田中核型地区センター所長	竹内 宗健
市民生活相談課主幹（調整担当）	栗山 朋子

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課調査係長	金井 沙織
議事調査課主査	中村 千里
議事調査課主事	木戸 雅人

7 会議の概要

分科会長 ただいまから、令和3年12月定例会の予算
決算委員会厚生分科会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（1名）について許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

分科会長 審査に先立ち、分科会記録の署名委員に吉田
委員、久保委員を指名いたします。
これより、福祉保健部所管分の議案の審査を
行います。
議案第193号 令和3年度富山市一般会計
補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の
補正、歳出第3款民生費中、福祉保健部所管
分、第4款衛生費中、福祉保健部所管分、第
3条繰越明許費中、福祉保健部所管分、第4
条債務負担行為の補正中、福祉保健部所管分、
議案第194号 令和3年度富山市後期高齢
者医療事業特別会計補正予算（第1号）、
議案第195号 令和3年度富山市まちなか
診療所事業特別会計補正予算（第1号）、
議案第196号 令和3年度富山市介護保険
事業特別会計補正予算（第2号）、
議案第197号 令和3年度富山市国民健康

保険事業特別会計補正予算（第2号）、
以上5件を一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

福祉保健部長 〔挨拶〕

福祉政策課長 〔議案第193号中
新型コロナウイルス感染症対策基金費につい
て、
議案概要書により説明〕

生活支援課長 〔議案第193号中
生活保護事業費について、
議案説明資料により説明〕

障害福祉課長 〔議案第193号中
障害児通所給付事業費について、
議案説明資料により説明〕

長寿福祉課長 〔議案第193号中
認知症高齢者等おでかけあんしん損害保険事
業費について、
議案説明資料により説明〕

保健所地域健康課長 〔議案第193号中
感染症事業費（新型コロナウイルスワクチン

接種事業費) について、
議案説明資料により説明]

保健所保健予防課長 [議案第193号中
感染症事業費(感染症予防事業費) について、
議案説明資料により説明]

保険年金課長 [議案第197号について、
議案概要書により説明]

分科会長 これより、質疑に入ります。
議案説明資料の5ページから順番に伺ってい
きたいと思います。質疑はありませんか。

藤田委員 生活保護事業について、生活保護受給者の推
移が平成30年度から令和3年度にかけて増
加しているのですが、その理由を教えてください。

生活支援課長 平成30年度からの増加の主な理由としまし
ては、生活保護世帯数の半分以上が高齢者世
帯であり、その傾向は今も変わっておらず、
高齢者の世帯が毎年増えているということ
です。令和2年度と令和3年度においては、新
型コロナウイルス感染症の影響により失業し
た方や収入が減った方などの影響も増えてい

る要因ではありますけれども、高齢者世帯が増加していることが一番大きな理由です。

藤田委員 もう1点なのですけれども、今回、5億3,700万円余りの補正額を要求しているのですが、当初の見込みより少し増えているのではないかと推察します。そのあたりについての理由を教えてくださいませんか。

生活支援課長 実際、扶助費を正確に見込むことは非常に難しく、なおかつ扶助費というのは、所要額を見込むことが基本なものですから、過大に見積もるわけにはいかないところがあります。そうは言いながらも、当初見積もった額より5億円も大きいのですが、主に高齢者世帯が増えていることにより、それに伴って医療費も増えているということが要因としてあります。単純に生活保護世帯が増えたからといって生活保護費がその分増えるというわけではありません。少し言い訳じみた話になってきますけれども、そのときそのときの事情によっていろいろと変わってくる場所がありますので、当初の見込みとこれだけ異なったということになります。

藤田委員 扶助費の見込みはなかなか難しいということ

を理解できました。難しい課題だと思いますが、市民の皆さんのためにまた今後ともよろしくお願いいたします。

分科会長 議案説明資料5ページの内容について、ほかに質疑がなければ次に進みます。議案説明資料6ページの障害児通所給付事業について質疑はありませんか。

久保委員 生活保護事業と少し似た部分もあるのですが、この段階で補正予算を組まないといけないと。利用者が年々増加していることは傾向からある程度つかんでいたと思いますので、当初予算も増加を十分見込んで編成しておられると思うのですが、補正に至った経緯を詳しく教えてください。

障害福祉課長 令和3年度の当初予算案については、昨年10月から11月にかけて行う予算要求の中で積算作業を行っています。その積算方法についてですが、予算要求の時点で令和2年度上半期の実績が出ていましたので、その実績を基に下半期の実績を見込みまして、令和2年度の決算見込みをまず出しました。そして、今委員がおっしゃったように利用者数が年々伸びていますので、ある程度伸びるだろうと

ということで増加率を加味して、令和3年度の当初予算を要求しています。

また、令和2年度の下半期の実績がこちらの想定以上に伸びてしまい、その伸びの傾向がそのまま令和3年度まで続いているため、今回大幅な補正となっています。

吉田委員 放課後等デイサービス事業の延べ利用者数が伸びているのですが、去年から今年にかけての新型コロナウイルス感染症の影響で、利用したくても利用できなかったのではないかという点が1つ—それでも増えているのですけれども—あります。あと、この間、放課後等デイサービスを行っている事業者と会って話をしてきたのですが、放課後等デイサービス事業所の絶対数が足りず、ニーズに答え切れないと。民間任せではもう無理で、市としてどうするのかという方向性が重要なのではないかと言われたのですが、そのあたりの今後の展望、対策についてがもう1点。この2点について伺います。

障害福祉課長 新型コロナウイルス感染症の影響についてですが、国も可能な限り感染対策をしながらサービスを継続するようという通知を出しており、サービスを継続するための補助制度も

ございます。また、どうしても受入れができないときには在宅で支援することも可ということで、新型コロナウイルス感染症によって放課後等デイサービスの利用が減ったということは確認されていません。ただし、逆に増えたということもこちらで把握できているわけではございません。

事業所の絶対数が足りないというお話についてですが、利用者数も年々伸びてきて、事業所の数も3事業所、4事業所と年々伸びています。資料では今年度の放課後等デイサービス事業所数が60事業所になっていますが、最近また1つ増えまして61事業所になっており、昨年度より6事業所増えています。それでも保護者の方からは、まだまだ予約が取れないことがあると聞いていますので、参入事業所の増を図ってまいりたいと考えています。

東委員

ただいまの内容に関連しまして、事前に説明もありましたが、利用日数と利用者数が児童発達支援事業で毎年2割、放課後等デイサービス事業で毎年1割の増加ということですが、けれども、どういう理由で利用しようとするのかというところがいまいまだ分からなかったなので、補足で説明していただきたいと思い

ます。

障害福祉課長 児童発達支援事業は、主に未就学児を対象とした、障害に対する療育や発達支援、社会訓練の事業でございます。放課後等デイサービスは、学校に通学中のお子さんを対象とした同様の事業です。近年、幼少時から早期に発達障害などの相談をして、こういう療育サービスにつながるようなケースが非常に増えているということや、制度が普及したことで、このような福祉サービスを受けることへの抵抗感が薄らいできているということが、利用が増えている主な要因ではないかと思っています。

東委員 もう1つの放課後等デイサービス事業の利用が増えている要因についても教えてください。

障害福祉課長 先ほどの児童発達支援事業の説明と同様で、やはり小学校に入った頃に受診されるケースなども増えていますので、そういうことから利用が増えているのではないかと考えています。

分科会長 次に議案説明資料7ページに進みます。
質疑はありませんか。

江西委員 認知症高齢者等おでかけあんしん損害保険事業なのですが、先ほどの口頭での説明を聞いて、切れ目なくというのは何に対する切れ目なのかということが少し分かりました。
この事業は令和元年度からずっと継続しているということですから、被保険者数などがある程度分かるかと思うのですが、富山市認知症高齢者徘徊SOS緊急ダイヤルに大体何人の登録があって、この保険に申し込んでいる方は何人程度おられるのでしょうか。

長寿福祉課長 本年11月末現在でございますが、富山市認知症高齢者徘徊SOS緊急ダイヤルの利用登録者数が458名に対して、認知症高齢者等おでかけあんしん損害保険登録者数が371人で、加入率は81%となっています。

江西委員 来年度の概算の保険料を債務負担行為として設定するのだと思うのですが、仮にどんどん申し込まれても、この97万4,000円という金額に変更はないのか一保険金がどのように算定されているのか分からないのですが一それはどうなのでしょう。

長寿福祉課長 この保険につきましては、1人当たりの単価が決まっています、加入者数が何人になる

うとも、1人当たりの保険金額は1,770円と考えています。令和4年度のことまで考えなければいけないので、その増加率を加味して最終的にはマックス550名になるのではないかという試算から、1,770円掛ける550人で97万3,500円になり、端数を調整して97万4,000円の限度額の設定をお願いしたところでございます。

江西委員 今、説明に少し間違いがありました。1,770円は保険金ではなくて保険料ですね。

長寿福祉課長 すみません、保険料です。

江西委員 だとすると、概算の保険料でこれだけ負担して、年度ごとに増減があった場合は返ってくるのでしょうかということと—これは併せて聞いていいのかな—それだけ人数を見込むということは、年々加入者が増えてきているという傾向があるのか、併せて教えてください。

長寿福祉課長 年々加入者数が増えていまして、去年の同時期は345名で対前年比30名弱の増となっています。
精算につきましては、マックス97万4,000円で—応見込ませていただいております、基

本的には、3月時点での加入者数や、SOS緊急ダイヤルの登録の方にこの保険に加入されますかと聞いて一申請主義なものですから一希望された数で、最初に概算保険料として支払いまして、最終的に1年後の3月時点の人数で確定します。増加傾向にございますので、戻入れというよりは大体追給しております。ただし、債務負担限度額内には収まっているという状況でございます。

江西委員

今、富山市では自転車保険についての議論が進んできています。この自転車保険というのは、実は自転車保険というものがあるわけではなくて、個人賠償責任保険に包含されるのですが、個人の賠償責任義務は同居の親族にも及ぶことから、仮にこの認知症高齢者等おでかけあんしん損害保険に申し込んだ人の家族が自転車事故を起こして自転車保険請求等があった場合にも対象となるものなのでしょうか。これは全くの畑違いの話になりますけれども、保険料として払っている以上、約款上どのようになっているのか、見解はありますか。

長寿福祉課長

細かいところまで約款を読み込んだわけではないのですけれども、あくまで保険の立てつ

けとしては個人賠償責任保険なのですが、恐らく一般の方が個人賠償責任保険に入ると1,770円ではなくて数百円程度になるところを、認知症でリスクが高いということでこのように高い単価設定になっているのがこの保険でございます。私がぱっと見たところ、家族が何か物を壊したなど、そういう要因で保険金が出るということは約款には書いていなかったように記憶しています。

吉田委員 1億円を上限に保険金が支払われることとなっておりますが、最近の実績といたしますか、支払い状況はどのような感じなのですか。

長寿福祉課長 令和元年度から今までの間で、支払いは昨年度に1件だけございました。そちらにつきましては、8万円程度の小さなものでございました。ただ、上限1億円という設定額については、もともとこの保険に加入したのが、愛知県大府市の鉄道事故の裁判において、下級審などでは家族に損害賠償責任があると一応、最高裁判所の判決では家族に責任はないという判決になったのですが、たしかその判決内容が、ケース・バイ・ケースで家族が責任を負う場合もあると。そのためいろいろな自治体で、これは先駆けて市でも保険を掛け

てあげなければいけないということで始まったことから、1億円という設定になっています。

松井 桂将委員 この保険は、契約者は富山市、被保険者は認知症の対象者になると。保険金の支払先はどこになるのですか。

長寿福祉課長 先ほどの8万円を支払った場合であれば、保険金の受取人については、損害を受けた方で、保険会社から8万円が支払われる形になります。

松井 桂将委員 要は、保険会社から損害を受けた方に直接支払うということでしょうか。

長寿福祉課長 そのような形になっていまして、後から市にそういった支払いがあったという報告が保険会社からございます。

分科会長 議案説明資料8ページの6番、新型コロナウイルスワクチン接種事業について質疑はありませんか。

金岡委員 今回の補正額は、2回接種完了者に対する追加接種分ということですが、これは2

回接種完了者全員の分が含まれているのでしょうか。

保健所地域健康課長 2回接種完了者全員の分が含まれています。

金岡委員 私自身、10月に2回目のワクチンを接種したので、8か月後に追加接種となった場合には次年度の接種ということになると思うのですが、すけれども、これは繰越し前提で、全部年度内の予算という形になるのでしょうか。

保健所地域健康課長 おっしゃるとおりです。一応今は全ての期間一令和4年9月30日までということで、国から案内が来ています。その期間までの分を全て見越して、今回補正予算を要求させていただいています。

金岡委員 私の場合、10月に2回目のワクチンを接種したので、追加接種の時期は来年の4月を超えて、来年度に接種ということになるのですね。

続けて、今回、市内でワクチン接種を受けられた方で市外へ転出される方もおられるでしょうし、また、市外でワクチン接種を受けられた方で市内へ転入された方もおられると思うのですが、そのあたりの引継ぎはど

うなっているのでしょうか。

保健所次長 富山市に転入された方につきましては、今のところ、私は2回打ちましたと申請していただいてから、現在の居住地である富山市から通知を発送する形になります。別の方法を国でも考えておられますので、また変わるかもしれませんがけれども、現在は申請をしていただくという形です。

今、国ではVRSを使った、申請せずに接種券の発送ができるような形が検討されているところがございますので、どちらかの形で対象者に対して通知をお送りする形になります。

金岡委員 勤務先が市外であるなどの理由で集団接種を受けられた方もおられると思うので、そういったところも引継ぎ等がうまく漏れなくできるようになればいいと思います。よろしく願いいたします。

東委員 報道によると、富山県内では、1回目と2回目のワクチンは9割がファイザー社のワクチンだったと。しかし、3回目のブースター接種に関しては、4割がモデルナ社のワクチンになるという報道がされています。ワクチンを接種された方の中には、1回目と2回目で

ファイザー社のワクチンを打ったから3回目もファイザー社のものを打ちたいという要望や、メーカーが変わることに対する不安などいろいろと出てくると思うのですが、市民の皆さんが混乱せずに安心してワクチンを接種できるように、いろいろと対策が必要だと思います。現状で考えていることをお聞かせください。

保健所次長 現在、令和4年2月、3月分のワクチンの接種配分の情報が国から来ていまして、国全体で、ファイザーが17.6万回分で54.5%、モデルナが14.7万回分で45.5%となっています。

一方、富山市で2回接種をされた方の実績—昨年までのVRSの入力実績につきましては、ファイザーが9万7,000人余りで97.1%、モデルナが2,880人で2.9%という形になっていますので、2回の接種をファイザー社のワクチンで受けた方の半分程度、42.6%の方がモデルナ社のワクチンを打っていただく必要が出てきたということになります。

集団接種も含めて、モデルナ社のワクチンとファイザー社のワクチンをどのようにしていくのかなどの接種体制等については今現在、

市医師会と協議しているところでございます。

東委員

いずれにしても、安心のために3回目のワクチンを打ちたいと。しかし一方で、メーカーが変わることによって新たな副反応が出るのではないのかなどの不安を持っていらっしゃる方もいると思います。そのあたりは市のホームページや広報紙を使って、どちらのメーカーでも悪影響はないことや、3回目のワクチン接種をできるだけ受けてくださいという広報をしっかりと行う必要があると思うので、要望としてお伝えしておきます。

久保委員

確認なのですが、12歳からワクチン接種ができるようになると。今年度内に12歳を迎えるお子さんには多分接種券が送付されるのだらうと思いますが、新しい年度以降の予定というのは、従前どおり接種券が送付されて接種する運びになるのか、それとも年度内で切れてしまうのか、どうなっていますか。

保健所次長

12歳の方々につきましては、現在、誕生月の上旬に接種券を送らせていただいています。小児科と連携しまして、16の医療機関で接種いただく形で接種体制を整えていますので、今後もその形で続くと思います。

一方、5歳から11歳の方々への接種についても今、国で検討されていますので、そちらが始まった場合には、12歳になる方への対応をどうするのかという話にまた切り替わってくると思いますが、今は誕生日を迎えた方に接種券を送らせていただいています。

久保委員

あともう1点だけお聞きします。先日、地元の方と話をしているときに、接種券はどのような時期に送られてくるのですかと聞かれました。もしかしたら一般質問でも少し伺ったかもしれませんが、前は65歳以上だとか、そういうカテゴリーでまとめて送られてきましたけれども、やはり予約の状況や本人の都合で、結構、接種時期がまばらになっていると。どういうタイミングで来て、どういう形になっているのか分からないので少し教えてほしいと言われたのですが、そちらについてはどのような形で接種券が送付されるのでしょうか。

保健所次長

一応、国においては、2回目接種日から8か月経過した18歳以上が対象となっていますので、まだ決まっていますが、2回目接種日から8か月経過した前後にお送りしたいと考えています。

久保委員 そうすると、年齢などといった要件を除いて、ワクチン接種日の記録から、接種の時期が大体近づいてきたら通知が手元に届くという認識でよろしいですか。

保健所次長 そうでございます。例えば、2回目の接種を今年の8月1日に受けた方につきましては、来年の4月1日が8か月後となりますので、その前後に通知をお送りする形になってくると思います。

吉田委員 優先接種についてお聞きしたいのですが、1回目、2回目の接種のときには医療従事者、高齢者、介護施設の入所者から行いました。その後、基礎疾患がある方への接種となったのですが、結局、いろいろありまして、介護の通所・訪問系職員、保育士、教員と広がったのですが、聞いてみますと、実際は、介護の通所・訪問系職員は9月に入ってからワクチン接種を行っており、65歳以下の方と時期がほとんど変わらなかったと。保育士でいうと—これは当局から聞いた話ですが、若い保育士からワクチン接種を行い、40歳以上の保育士は10月に入ってから行っているとのこと。オミクロン株は子どもにも感染するという傾

向が出ていますが一まだはっきりしませんけれども一保育士、教員、介護の通所・訪問系職員について、優先接種の考え方は1回目、2回目と変わらないのか、それとも白紙なのか、どういう状況ですか。

保健所次長 1回目、2回目接種のときには、年齢で段階的に行うものと、基礎疾患のある方、高齢者施設の従事者等の属性で行っていましたが、今回、国は2回目接種から8か月ということの基本としておりますので、2回目接種を行った日が基準になってくると思っています。

藤田委員 議案説明資料9ページの住民への周知、広報に係る業務の1, 900万円余りについてですけれども、多分これからの3回目接種の広報に向けての予算だと思うのですが、どのような内容を検討されているのか教えてください。

保健所地域健康課長 ネット等の広告料につきましては、例えば、ユーチューブ等のCMでワクチン接種に関する動画を配信することや、「ヤフー」のトップ画面等で、情報を配信するというようなことを考えています。
あと、街のバス停や交差点に大きく掲出して

いるシテースケープという看板にも、3回目接種の効果などをPRするような広告を掲載する予定にしています。

藤田委員 今回、こういった広報をされるということですけれども、3回目のワクチンを既に打たれる思いがあるという前提の方が対象だと思いますので、ぜひそういう方たちに対して、3回目接種の重要性などを、抜けや漏れなくお伝えしていただければと思います。

分科会長 ほかに質疑がなければ次に移ります。議案説明資料10ページの内容について質疑はありませんか。

東委員 PCR検査については、医療機関で検査したり、あるいは、報道等で見聞きしたところによると、唾液や鼻の奥の粘液を自分で採取して、専用のプラスチック容器の中に入れて検査機関に送るなど、いろいろなタイプがあると思うのですが、主にどのようなタイプのものを想定していらっしゃるでしょうか。

保健所保健予防課長 富山市で行政検査として実施しているPCR検査としましては、例えば、富山県立中央病院や富山市民病院などの医療機関に行ってい

ただいて、そこで検体を採取し、それを衛生研究所や市の保健所で検査する形が主となっております。

東委員 本市内でそれらの検査を実施する医療機関については今、富山県立中央病院と富山市民病院とありましたが、ほかにもまだありますか。

保健所保健予防課長 すみません、具体的な資料が今は手元にはないのですけれども、市内の多くの医療機関で検査を受けられることになっています。県のホームページ等に掲載してますので、御覧いただければと思います。

江西委員 今の質問で少し分からなくなったのですが、この事業の補正額は、これからのことを想定しているものなのか、それとも、感染者が増加してPCR検査を受けた人がたくさん出てきたため、これから市に上がってくる請求に対して支払うものなのか、そもそもどちらの性質のものなのでしょう。

保健所保健予防課長 こちらの新型コロナウイルス感染症対策等事業につきましては、本年の6月議会におきまして、昨年度の実績をベースとして事業費の補正をお願いしました。しかしその後、第5

波で感染者が大幅に増加したため、今回の補正額につきましては、今後の見込みということで、9月までの上半期の実績等の平均などから積算したものを含めて、今年度の所要額を算定し、補正をお願いしているところであります。

江西委員 ということは、これは全くの未来予想の補正予算だということで間違いないですね。

保健所保健予防課長 そうです。委員がおっしゃるとおり、今年度の3月までの見込みを含めた補正になっています。

久保委員 確認ですけれども、今年度の所要額ということなので、過去の一部不足分も含んだ上での金額ということですよ。

保健所保健予防課長 第5波などの実績と、今後の見込みを含めた今年度分の所要額で補正をさせていただいています。

久保委員 今上がっている補正の内容は、全てが国庫負担金を伴うものになるのでしょうか。単費で行う事業も入っているのでしょうか。

保健所保健予防課長 (3) 補正の内容のウの審査支払機関への事務手数料等については国庫負担金の対象にはなりません。それ以外に関しては、事業費の4分の3、もしくは2分の1を国庫負担金で実施しています。

久保委員 これは今後に向けての要望なのですが、国庫負担金も同じ国民の税金ですから決して差異はないのですが、例えば市単独で支払うもの—これは市の裁量などで決めるものですが、もしその事業にそういった内訳がある場合はそのことが分かるように書いていただくと私たちも非常に審査しやすいと思いますので、今後、表記の仕方については、また御検討いただきたいと思います。

次に、患者搬送業務委託について、保健所の職員がこの業務を行っていたこともあったということで指摘をしたところ、多分ですが、部長をはじめ、そのあたりの皆さんの負担を踏まえて予算化されたことは大変よかったと思っています。今後も第6波が来る想定で、過不足があればしっかりと現場、現場できちっと一現場が回っていくことが何よりも市民福祉の向上につながると思いますので、部長によりしくお願いしたいと思います。これは要望です。

分科会長 ほかに質疑がなければ次へ移ります。議案説明資料 1 1 ページの内容について質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料は以上ですけれども、議案概要書 1 4 ページと 1 8 ページの内容について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第 1 9 3 号中福祉保健部所管分、議案第 1 9 4 号から議案第 1 9 7 号まで、以上 5 件を一括して意見の表明を行います。意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。
以上で、厚生分科会福祉保健部所管分の議案の審査を終了いたします。

午前 1 0 時 5 7 分 休憩

~~~~~  
午前 11 時 31 分 再開

分科会長      ただいまから、厚生分科会を再開いたします。  
これより、こども家庭部所管分の議案の審査  
を行います。

議案第 193 号 令和 3 年度富山市一般会計  
補正予算（第 7 号）、第 1 条歳入歳出予算の  
補正、歳出第 3 款民生費中、こども家庭部所  
管分、第 4 款衛生費中、こども家庭部所管分  
を議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

こども家庭部長      〔挨拶〕

こども家庭部次長      〔議案第 193 号中  
人件費補正について、  
議案説明資料により説明〕

こども保育課長      〔議案第 193 号中  
医療的ケア児保育支援事業等について、  
私立保育所等管理運営費について、  
病児・病後児保育事業費について、  
議案概要書及び議案説明資料により説明〕

こども福祉課長      〔議案第 193 号中

児童手当事務事業費について、  
子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費に  
ついて、  
議案概要書により説明]

こども健康課長 〔議案第193号中  
助産施設事業について、  
新型コロナウイルス流行下における妊産婦総  
合対策事業について、  
議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
議案説明資料等の順番で進めていきたいと思  
います。議案説明資料3ページの内容につい  
て質疑はありませんか。

橋本委員 医療的ケア児保育支援事業についてお聞きし  
ます。まず、2つの私立保育所が対象という  
ことですが、この施設名はわかりますか。

こども保育課長 施設名につきましては、1つはにながわ保育  
園、もう1つはやまむろ保育園でございます。

橋本委員 受け入れる子どもについては、その施設の近  
辺の方一地域性で受け入れるということとい  
いのでしょうか。

こども保育課長 地域の方もございますし、その校区を少し離れての受入れもございます。

橋本委員 受入れ体制が整った保育所ということになるかと思いますが、この医療的ケア児はいつから入所しているのか分かりますか。

こども保育課長 この2施設で受け入れた子どもということでよければ、一人は4月から、もう一人は9月からということで、受入れにつながっています。

橋本委員 それに伴う専任の看護師も配置していると思うのですが、4月と9月に医療的ケア児を受け入れることになったから配置したということでしょうか。

こども保育課長 2つの施設とも、専任の看護師をそれぞれ配置していますが、受入れの前からそういう社会的な背景があり、看護師の配置をしたことから、医療的ケア児の受入れにつながったところがございます。

橋本委員 こういった法律の施行を受けたことで、医療的ケア児を受け入れることの後押しになったのか、どう考えられますか。

こども保育課長　そういった医療的なケアの必要なお子さんの受入れにつながったことにつきましては、やはり非常によいケースだったと思っています。ただし、一般質問の答弁でも申し上げましたとおり、これまでの市内での受入実績が、やはりまだまだ多くないので、この法律の施行を受けまして、また1つずつ着実に進めていきたいと考えています。

橋本委員　新年度から、今の2施設以外に新たに受け入れる動きは具体的にありますか。

こども保育課長　来年4月以降の入所につきましては、これから利用調整をさせていただくことになっています。なお、民間の保育施設においては、今年度の研修の中でそういった医療的ケア児の受入れについての研修もされており—その研修に私は出席してまいりましたが、そういった機運が高まっているということは感じています。

橋本委員　医療的ケア児の保育ニーズもあると思いますので、ぜひともそういったところに少しでも預けられるという体制が整えばいいと思っています。その中において、公立保育所の役割をどう考えておられますか。



こども保育課長 現時点において、公立保育所での医療的ケア児の受入れはございません。

ただ、過去にはこれまで、市の職員が直接ケアを行うといった事例ではなく、家庭でケアを行う方、あるいは、御家族が施設においてになられて、そこでケアをされるといったことで受け入れたケースはございます。やはり看護師の配置が必要不可欠でございます。公立においても一定の役割はあると認識していますが、まずは今、補正予算で計上させていただいたとおり、私立保育所での受入れに対する財政的な面での支援をしっかりとさせていただいた上で、公立での在り方につきましては、今後、どういうふうに進めていくのか検討したいと考えています。

橋本委員 議案から少し離れるから言うことではないのかもしれないですけども、公立の役割としても、例えば本当にショートで預かるといったことも含めて考えていただきたいなど。そして、この制度を利用して、ぜひともまた医療的ケア児の受入れ体制が整うようお願い申し上げます、私の質問を終わります。

久保委員 少し内容が重複するかもしれませんが、確認させていただきます。

令和3年9月に法律が施行されました。そのことで関係団体から市に対して要望が上がってきていると思いますが、その中で、この支援事業の予算化についてや、一般質問の中でガイドラインをつくっていいこうではないかというお話もありました。そのあたりの経緯を少し説明いただけないでしょうか。

こども保育課長 民間の団体から、市への来年度の予算要望ということで、10月4日に市長に手渡していただいた要望書がございます。その中でガイドラインという文言はございませんが、意見交換をさせていただく中で、1つの指針となるようなガイドラインの作成をお願いしたいという言葉はいただいています。また、これまでに研修会など、民間の団体の方とお話をする機会の中でも、やはりガイドラインの作成を要望されていますことから、市といたしましては、他都市の事例や、既につくっていらっしゃるガイドラインを参考に調査・研究しながら、策定に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

久保委員 医療的ケア児は公立保育所では受入れの実績がないとのことでした。私は以前、医療的ケア児の子どもを保育所へ入所させたいのだけ

れども、近隣の保育所でなかなか受入れをしていただけないから保育所に預けられないという御相談を受けたこともありました。今後、そういったお子さんを地域、もしくは最寄りの保育所で預かっていただけるように順次なっていくということはすばらしいことだと思いますし、必要なことだと思います。

やはり、民間の事業者からすると、医療的ケア児といっても、いろいろと度合いもありますが、命に関わるケースも出てくるため、どこまで用意をしておけば、施設としてきちんとした責務を果たしたと言えるのか。もしも不足があったと言われると、そのまま訴訟になるといったリスクを懸念して、受入れ自体に消極的になっていくというケースが出てくるのではないかと思います。もちろん、公立での受入れも、私立と同様に、セーフティネットという観点からすると積極的に行うべきだと思います。

また、ガイドラインについては、公立の保育園の皆さんが、看護師を1人配置するだけでは不安で預かれないと思いますので、そういったところのサポートをしっかりとしながら、この事業をより多くの施設で取り入れていただけるように取り組んでいていただきたいと思いますが、部長の見解をお伺いします。

こども家庭部長 まさにおっしゃるとおりだと思います。ただ、やはり皆さんも御承知のとおり、一人一人のケアの種類といたしますか、同じ症状だとしても年齢によって全然対応の仕方が違う、あるいは、突発的な症状も違うといったいろいろな事例があると思うのです。ですから、そういったことを踏まえて、まずはガイドラインでベースとなる—どういったところでしっかり連携していかなければいけないのか、あるいは、主治医としっかりコーディネートしながら対応できる体制を組むことがまず一番肝要かと思っています。

そのためには、まず、一旦そういった事例など—それぞれ私立でお願いしてあるからというわけではなくて、常に我々とも意見交換をして、こういうところが必要なのだな、こういうところは大変なのだなということを勉強させていただきながら、ガイドラインの策定に向けて、今後対応してまいりたいと思っています。

東委員 確認の意味もあるのですが、先ほどあったように医療的ケア児のケアの度合いによっても大きく違うと思うのですけれども、この2つの保育所では、専任の看護師1人に対してケア児1人ということなのか、ケアの程度が軽

く済めば2人など複数のケア児への対応も考えているのか、実態としてどうなっていくのでしょうか。

こども保育課長 そういった次の受入れについては、法人施設とまだ話はしていませんが、これから法人では1つずつ—その子の保育をしていく中で、次の受入れができるのか、それとも専任でつかないといけないのかということは、その子の症状と保育所の施設といったものを総合的に判断して、施設側が決めていくことになるかと思っています。

東委員 こういう実績が上がっていくことで、入所させたいという保護者の方が増えれば、また拡大に向けて努力をしていただきたいと思います。

分科会長 ほかになければ議案説明資料4ページに移ります。質疑はありませんか。

金岡委員 助産施設事業についてお聞きします。ちょっとよく分かっていないのですが、助産施設というのは、具体的にどこを指すのでしょうか。

こども健康課長 富山市の場合は、富山市民病院、富山県立中

中央病院、富山赤十字病院の3か所でございます。

金岡委員 経済的な理由というところについてですけれども、これを受けられる条件はどういったものなのでしょうか。

こども健康課長 富山市の規則で定めていまして、生活保護ですとか、市町村民税非課税世帯等も対象になる場合がありますけれども、原則として、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦としています。

金岡委員 扶助費の1件当たりの金額の根拠をお伺いします。

こども健康課長 ここ4年間ぐらいは、件数がゼロないし1件で推移してきていましたので、前年度と同じく2件分ということで、88万9,000円と同額を見ていましたけれども、今年は予定も含めまして5件ほど、全て富山県立中央病院での出産です。今回の補正につきましては、富山県立中央病院でかかった費用の平均額ということで、1件51万円で計算しています。

金岡委員 42万円の出産育児一時金があると思うので

すけれども、この金額を超える部分に対するものではなくて、出産育児一時金とはまた別で、両方もらえるということなのですか。

こども健康課長 出産育児一時金につきましては、医療保険の制度に規定されていまして、どんな保険でも一律42万円が上限と決まっていますけれども、市で負担しています助産施設費用につきましては、児童福祉法に基づいていまして、個室料や保険料、私費等を除いて、かかった費用は全額市で負担しています。42万円を超える場合もあります。

金岡委員 すみません、ちょっとよく分からなかったのですがけれども、この助産施設の費用をもらったら、出産育児一時金はもらえないのですか。

こども健康課長 現在のところ、富山市の助産制度を利用されている方につきましては、全て生活保護受給者ということで、国民健康保険等への加入もされていませぬので、そうしますと出産育児一時金は受け取れないということになります。

分科会長 では、ほかになければ次に移ります。議案説明資料5ページです。  
質疑はありませんか。

久保委員 補足的なことかもしれませんが、償還金の補正について、令和2年度の助成件数が見込みを大幅に下回ることは、令和2年度末である程度把握できたのではないかなと。今の時点で、補正で上がってくる理由について少し説明いただけますか。

こども健康課長 令和2年度につきましては、一月当たり45件ぐらいの実績でございました。それを基に、令和3年度は月50件と見込んでいましたけれども、ちょうど妊婦さんのワクチン接種が始まった8月末ぐらいから実績が急に増えまして、月当たり100件ぐらいになりましたので、下半期以降は月120件で見込みまして、その不足額ということで、今回の補正をお願いさせていただいています。

久保委員 そちらではなくて、令和2年度の助成件数が見込みを下回ったと。国庫支出金の精算というのは、いつもこの時期の補正で上がってくるものなのですか。決算審査が終わっているので、決算のタイミングで国庫支出金は精算していないのですか。初歩的な財務の質問みたいになって申し訳ないのですけれども、今、このタイミングでこの国庫支出金の精算の話



が出てくることは、一般的にはこういうものなのですか。

こども家庭部長 詳しくは分かりませんが、当然、出すべきときには出しているのです、このタイミングしかなかったのだと思っています。

久保委員 分かりました。私はそれで大丈夫です。

分科会長 この件について、ほかに質疑はありませんか。なければ議案説明資料6ページに移ります。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。これより、議案第193号中こども家庭部所管分の意見の表明を行います。意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。以上で、厚生分科会こども家庭部所管分の議案の審査を終了いたします。

午前 11時57分 休憩

~~~~~

午後 1時27分 再開

分科会長 これより、厚生分科会市民生活部所管分の議案の審査を行います。

議案第193号 令和3年度富山市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費中、市民生活部所管分、第3款民生費中、市民生活部所管分、第3条繰越明許費中、市民生活部所管分、第4条債務負担行為の補正中、市民生活部所管分を議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

市民生活部長 〔挨拶〕

市民生活部次長 〔議案第193号中
人件費補正について、
議案説明資料により説明〕

生活安全交通課長 〔議案第193号中
自転車駐車場管理運営事業の債務負担行為の追加について、
議案書及び議案説明資料により説明〕

スポーツ健康課長 〔議案第193号中
NIXSストリートスポーツパークPR事業
について、
議案説明資料により説明〕

市民生活部次長 〔議案第193号中
行政サービスセンター庁舎冷暖房用燃料費に
ついて、
議案説明資料により説明〕

八尾行政サービス
センター所長 〔議案第193号中
八尾行政サービスセンター移転改修事業につ
いて、
議案書及び議案説明資料により説明〕

細入中核型地区
センター所長 〔議案第193号中
細入中核型地区センター等移転改修事業につ
いて、
議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。
議案説明資料の3ページからお聞きしたいと
思います。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料４ページの内容について質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料５ページの内容について質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料６ページの内容について質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 最後、議案説明資料７ページの内容について質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第１９３号中市民生活部所管分の意見の表明を行います。
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長

意見の表明なしと認めます。

以上で、厚生分科会市民生活部所管分の議案の審査を終了いたします。

これで、12月定例会の当分科会に送付されました全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

分科会長報告については、正・副分科会長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長

それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和3年12月定例会予算決算委員会厚生分科会を閉会いたします。

令和3年12月定例会
予算決算委員会厚生分科会記録署名

分科会長 成 田 光 雄

署名委員 吉 田 修

署名委員 久 保 大 憲